

令和6年度 特定子ども・子育て支援施設等 集団指導講習会 質問

<保育関係>

No	質問	回答
1	身長体重等、出席停止や長期休みで月をまたいでしまった場合、次月での測定になると指導対象となるか？	・該当児の健康状態を把握して対応することが大切ですので、毎月定期的に身長・体重を測定し記録に残してください。 出席停止や長期休み等のやむをえない理由がある場合は、その理由を記録に残しておいてください。 根拠法令等：（「子ども・子育て支援法施行規則第1条第1項第1号へ(2)」 「認可外保育施設指導監督基準7(2)」）